

リレーションシップバンキングの機能強化に向けて

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

平成15年3月、金融庁より、「中小企業金融再生に向けた取組み」と各金融機関の「健全性確保、収益性向上等に向けた取組み」を2本柱とする「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が公表されました。アクションプログラムでは、平成15年度及び16年度の2年間で地域金融機関の「集中改善期間」と位置づけ、中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取り組みを促しています。

これを受けて、地方銀行を含む各中小・地域金融機関は平成15年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を金融庁へ提出することになっております。

リレーションシップバンキングについては、「長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル」とされています。

地域金融の円滑化や地域経済の活性化のためには、リレーションシップバンキングの中心的な担い手である地域金融機関の果たす役割はきわめて大きいといえます。

アクションプログラム

平成15～16年度の2年間（「集中改善期間」）に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る。

《 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表（各金融機関・業界で半期ごとに公表）

《 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守（コンプライアンス）
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

（金融庁）

リレーションシップバンキングの機能強化に向けた取り組み

当行は、「地域社会の発展を常に考え行動すること」、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念として掲げ、地元地域の中小企業や個人のお客さまを主なお取引先として、お客さまとの信頼関係に基づく継続的なお取引を進めてまいりました。

平成14年3月には企業再建支援の専門部署として審査部内に「経営支援室」を設置し、お取引先の経営・財務改善の支援を通じて企業の再生に成果を上げるなど、すでにリレーションシップバンキングの機能強化に向けた施策を実施しております。

一方、金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の中では、地域金融機関としての新たな取り組みも求められております。

当行では、アクションプログラムに沿って、企業支援機能の強化、新しい中小企業金融に取り組み、お客さまから一層信頼される銀行となるよう努力してまいります。